

令和5年度第5回

神奈川県犯罪被害者等支援施策検討委員会

令和6年2月14日（水）

神奈川県 暮らし安全防災局 暮らし安全部 暮らし安全交通課

午後1時00分 開会

○小森担当課長 定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第5回神奈川県犯罪被害者等支援施策検討委員会を開催いたします。

本日は、委員9名のうち7名の委員の皆様が会場で、勝島委員がリモートでの御出席となっております。なお、本日、植田委員は御欠席となります。

また、事務局ですが、県警被害者支援室長が業務の都合上、5分から10分程度遅れる予定でございます。

以降の進行につきましては、要綱の規定により、太田座長をお願いいたします。

○太田座長 皆さん、こんにちは。

それでは、お手元の次第を御覧ください。この議題に沿って進めてまいりたいと思います。

第1回の検討委員会で御同意いただきましたように、会議及び会議録は公開とし、発言者についても公開するとともに委員会の傍聴を認めることにしたいと思います。

本日、傍聴希望者はいらっしゃいますでしょうか。

○五十嵐主幹 確認いたします。

—いらっしゃいません。

○太田座長 それでは、傍聴者なしということで進めてまいりたいと思います。

議題に入る前に、事務局から予算についての説明があります。お願いいたします。

○小森担当課長 令和6年度当初予算記者発表資料により説明。

○太田座長 ありがとうございます。

今、御説明いただきました予算措置が行われた事業につきましては、この後の県の推進計画にも記載がございますので、議題に入ってまいりたいと思います。

それでは、「議題（1）第4期神奈川県犯罪被害者等支援推進計画（改定素案）に関する意見募集結果について（案）」と、「議題（2）第4期神奈川県犯罪被害者等支援推進計画改定案」について、まず、事務局から説明をお願いいたします。

○橋本主任主事 資料1、2により説明。

○太田座長 どうもありがとうございます。

以上、説明いただきました予算の件、意見募集の結果、それから計画の改定案について、御質問や御意見がありましたらお願いいたします。

○天野委員 御説明ありがとうございます。

2つ質問がございまして、改定案36ページ、施策の基本方向の見舞金給付の実施のところですが、この転居を余儀なくされた場合というのは罪種問わずということでもいいのかなというのが1点目です。というのは、例えば御自宅で殺人事件が起きた場合はもちろんそうだと思いますし、あるいは性被害に遭った場合も当てはまるのかなと思うんですが、まず1点目は、罪種を問わずで間違いはないかという

確認です。

それから「自宅等での被害」という、この「等」の解釈ですけれども、例えば、以前、被害者が近所の方に誘い込まれて、そこで被害に遭って転居を余儀なくされたケースがあったんですけれども、そういったケースも含むのか。この辺はどの程度までを想定しているのか。

まずこの2点について確認させていただけたらと思います。

○小森担当課長 御質問ありがとうございます。

天野委員のおっしゃるとおり、殺人事件であっても性犯罪であっても対象とする方向で、今、進めております。

また、自宅等の「等」の部分ですけれども、近所とかそういったところまで含めて、どの程度までを考えていくかというところは今後、調整していくところですが、基本的にはそういったところも含めて考えていきたいと思っております。

○天野委員 ありがとうございます。

もう一点、これは質問ではなく希望というか、ここには「死亡」「重傷病」「転居を余儀なくされた場合」とあるんですが、性被害の独自の見舞金がないところがちょっと気になった点でありまして、体調を崩す方はやはり多くて、療養期間がすごく長くかかる方はもちろんいっぱいいらっしゃるんですけれども、とはいえ3日以上入院する方は私自身はあまり知らなくて、そういう方がこれだと当てはまらないのかなという気もしているんですが、今後、性被害独自の見舞金を検討される予定はありますか。

○小林参事監 お答えいたします。御質問ありがとうございます。

まず、性犯罪被害者のいわゆる精神的な部分というところですが、基本的には「重傷病」の中の「傷病」の部分である程度賄っていきけるのかなということで検討しています。国の犯罪被害者等給付金でも同じような表現になっていると思うんですけれども、全ての性犯罪被害者の方に見舞金を支給できるかということ、この規定だけではちょっと難しいのはそのとおりなんですけれども、例えば精神的に非常に大きな被害を被られている方については、この「傷病」の「病」の部分でこの見舞金を使用することは検討しているところです。

もう一つ、性犯罪だけの見舞金については、今後という形になるかと思えます。まずは来年度実施していきみます見舞金の運用をしながら、必要性を見ながら、進めていきたいと考えています。

○天野委員 ちょっと質問の補足というか、重傷病に当たるかということ、「療養期間が1か月以上かつ3日以上入院」なので、3日以上入院を要する場合が最低限のラインなのかなと。確かに、お怪我までされて入院ということはあるかもしれませんが、かなり大きな怪我をされても3日以上入院されることは多くはないのではないかと。私自身はかなり大きな怪我をされたケースはあるんですが、3日以上入院にまでなったことがなくて、かなり限定されてしまうのかなというのが質問の趣旨です。そこだけ補足で。

○小林参事監 すみません、私も若干説明が足りなかったところがあるんですけれども、重傷については記載のとおり、1か月以上かつ3日以上入院ですけれども、

精神的な部分については、この要件がそのまま当てはまるのかということ、それはちょっと難しいだろうなということで、そこについては「3日以上入院」は必要なのではないかとか、その辺については今、最終的なところで詳細を詰めているところです。

ですので、もう少し分かりやすく言うと、例えば犯罪被害者等給付金では……

○太田座長 犯罪被害者等給付金では、精神的被害のほうは入院3日以上要件はありません。

○小林参事監 そうですね。その辺も参考にしながらという形になろうかと思っています。

○天野委員 そうすると、これはもしかすると読点で切れるんですかね。「1か月以上かつ3日以上入院を要する負傷」そして疾病は疾病でいう……、すみません、弁護士の職業病かもしれませんが、文言の読み方がちょっと分からなくて。

○小林参事監 そうですね、点で切れると思っていただいていた方がいいと思います。ただ、疾病の部分について、それをどのぐらい取るかという部分は今、最終的な詰めをやっていてるところでございます。

○太田座長 いずれにしても法律的な表現ではありませんので、規定にするときにはきちんとした文章にさせていただかないと混乱を招きかねないと思います。

今の点についてはよろしいですか。

○天野委員 はい。

○太田座長 では、勝島委員のお手が挙がっていますので、お願いいたします。

○勝島委員 資料1の意見募集結果の中で、「イ 県の考え方の概要」がA B C Dに区分されているんですけども、意見のNo.2「県で新たな施策を行う場合、被害者が多数の機関に足を運ぶこととならないように検討していただきたい」がBになっています。これはちょっと厳しいのかなと感じています。

既に県で行われている、かながわ県民センターでの活動に加えて、今回、コーディネーターを新たに配置して市町村における犯罪被害者等支援の強化ということで、実質的に被害者が多数の機関に足を運ぶことにならないように取り組んでいらっしゃるのではないかなど。完全にAとは言いきれないかもしれませんが、Bはちょっと厳しいかなど受け取っていますが、いかがでしょうか。従来の県の取組プラス今回のコーディネーターということで、かなりカバーできるのではないかな。

逆に、コーディネーターにこういった機能が若干含まれているのかどうかという質問でもありますが、いかがでしょうか。

○小森担当課長 御質問ありがとうございます。

コーディネーターには、そういった役割ということで、いろいろつなぎをやっていただきたいと思っていますけれども、実際には、県でも見舞金を申請していただく際には県のほうに来ていただくとか、市町村での支援のときには市町村の中でも1か所で済むとは限らないのかなどを思いまして、Aはつけにくいかなということで、Bとさせていただいたところです。

○勝島委員 私、ちょっと勘違いしたかもしれないんですけども、これは手続の面で多数の機関に足を運ぶこととならないようにということなんでしょうか。私は

これを読んだときに、相談するときいろいろなところに相談に行かなければならぬのを、どこかに行けば必要なことがある程度相談できる、そういう意味かと思いました。相談という意味ではなくて、手続という面で足を運ぶこととならないようにという御意見の趣旨なんでしょうか。

○小森担当課長 その辺は、相談も手続も両面あるのかなとは思いますが。

○勝島委員 Aにしてもいいのかなというのが私の意見です。

○小森担当課長 ありがとうございます。

○太田座長 いずれにしても、今年5月に国から出る地方公共団体における犯罪被害者等支援についてはワンストップが中心的な課題になっておりますし、これは必ずしも項目に盛り込まなくても運用できることもありますので、勝島委員の御意見のように、政策的にはAにしておいて運用の中で取り組んでいくという形でもいいような気がします。これをあえてBとする必要は、必ずしもないのではないかなという気はいたします。

むしろこれを後で国が見たら「何だ、本来やるべきことをやっていないじゃないか」と言われかねないので、そういった点ではAにしておいてもいいのかなという気はいたします。これは意見です。

○押切委員 茅ヶ崎市の押切と申します。よろしく申し上げます。

先ほど小森課長のお話で、見舞金の手続の際、県に来ていただくという御発言がありました。犯罪被害者、御家族の方も、茅ヶ崎市だと遠いこともあります。県庁に行くこと自体が難しい方もたくさんいらっしゃると思うので、そこはぜひ直接行かなくても手続できる方法、市町村を通してですとか郵送ですとか、そういったことを考えていただくようお願いしたいと思います。

○小森担当課長 御意見ありがとうございます。

来ていただくとお伝えしてしまいましたけれども、見舞金の手続についても今後検討していきたいと思っています。対面で会う必要性が出てくることも考えております。そういったときに市町村のほうを使わせていただくとか、そういったことも併せて検討していきたいと思っています。

○太田座長 これ、名称を「見舞金」にしたのはどうしてですか。横浜も見舞金にしたのに名前を今度、変えましたけれども、何か意図はあるんでしょうか。「見舞金」はあまり適切でないと思うんですが、いかがでしょうか。

○小林参事監 お答えいたします。

以前にも「見舞金」でないほうがいいのかという御指摘をいただいていたところではありますけれども、この名称については庁内の議論を行いまして、結論として、見舞金という名称になったということです。

○太田座長 合理的な理由はないということですね。

実態が大切なものでは名称はどうでもいいといえどもいいんですけれども、横浜にも事前に同じ指摘をしたのに、あえて見舞金という名称にして、「やはり駄目でした」ということでちょっと前に支援金と名称を変えているので、そういうことにならないといいなと思います。

ほかに御意見、御質問ありますでしょうか。

○渡邊委員 随分進んだ内容にさせていただいて、非常に感謝しております。

1つ、県にコーディネーターを置くという話ですけれども、これは現在、県職員になっている専門職の資格を持っている方を配置するのか、あるいは期間雇用で募集をかけるのか、それから何人配置するのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○小森担当課長 御質問ありがとうございます。

コーディネーターについては、福祉職の専門職を配置する方向であります。実際には今後、公募をかけていく予定としております。常勤ではありませんので、会計年度任用職員となりますと上限週29時間という決まりがありますので、その29時間の勤務で2名配置する予定としております。

○太田座長 よろしいでしょうか。

○渡邊委員 はい。

○山本委員 きめ細かい内容になっていて、私もとても進んだ案ができていないかと思えます。

質問は2つありまして、1つは先ほどの天野委員からの見舞金の内容です。レイプ被害後の精神疾患の発症のデータとして、性被害者の大体3割が鬱病、半数がPTSDになると言われています。この「疾病等」のところに含まれることは、まだ今後検討するようなお話だったんですけれども、何かの形で是非性被害に関する見舞金の制度も設けてほしいと思えます。

また、被害にあった場合、子どもと大人で、また、その子が置かれた環境によって必要なお金の割合がかなり違っていると感じています。例えば神奈川で司法面接への支援等を中心に取り組んでいるNPO法人つなぐの方が性虐待を受けた子どもの支援を行っています。虐待を受けて家にも居場所がない、そしてなかなか福祉施設にもなじめない、そういう子を支援する場合に、かなり費用が要するという話はされてきました。なので、どういうところにニーズがあるのかも制度をつくる時は調査していただければと思います。これは意見です。

もう一つは、困難な問題を抱える女性に対する支援の推進計画を取り入れていただいたのもとてもよい計画だと思っています。

そこで、具体的にお伺いしたいんですけれども、「困難な問題を抱える女性」という言葉だけだといろいろな人がいろいろなイメージを持つと思います。また、被害を受けた人が自分がこの支援対象に当てはまるのかも悩まれるのではないかと感じます。困っていることに関しては確かに困っている、ただ、何に困っているのか自分でもよく分からない。聞いた人もどこに当てはまるのか分からないとなると、支援対象から漏れていく可能性がありますので、どのようなイメージを持っているかというか、カテゴリーとして「困難な問題を抱える女性」をどう捉えているのかお伺いできればと思います。

○小森担当課長 御質問ありがとうございます。

県庁内では「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に関する業務を行っている共生推進本部室という部署がありまして、そこで計画を策定するというところで、こちらの犯罪被害者等支援推進計画にもいろいろ位置づけていただいたとこ

ろです。ですので、これまでもDV等でいろいろ連携してきたところではありますけれども、共生推進本部室では困難な問題を抱える女性に関する新しい計画に基づいて施策を実施していくというところがありますので、こちらとしても所管課と漏れがないように、いろいろ調整が必要なところも出てくると思いますが、今後、一層の連携を図って調整していきたいと思っています。

○山本委員 この「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」ができるときに女性福祉施設の方たちが申し入れていたのが、やはり自分たちにたどり着くような人の中に多く児童虐待があって、トラウマを抱え、さらに精神疾患ですね、鬱病とか発達性トラウマ等を発症し、その結果、なかなか仕事に就けない、学校に行けないというところで経済的に困窮することがあります。中には、性風俗産業に従事し、そこでさらに虐待と性的搾取を受けることが問題になっていました。そういう重複した被害を受ける人たちをより包括的に、そして人権擁護の視点から支援してほしいということを希望します。例えば、恋人からも含めてDVなどの虐待を受けている人、家族からの虐待、そして精神疾患を抱えている人、また居所がない人ですね、ホームレスの方。それから性風俗の中で性的搾取されている人、そのような方が多く対象になってくるのかなと思いますので、御勘案いただけるとありがたいです。

○太田座長 よろしいでしょうか。そのほか御意見、御質問は。

○伊藤委員 第4期犯罪被害者等支援推進計画案、全体としてとても詳細で、よく考えられているなと思いました。

細かいことで、誤字について指摘させていただこうと思います。

資料2の33ページ、3つ目の「・」で「相談員または他の当事者」の字が違うかなと思います。

もう一点は36ページ、見舞金の給付制度の御説明をいただきましたが、「重傷病」のところの「療養機関」は字が違っていると思います。

細かいことで、すみません。

○太田座長 これは訂正をお願いします。

意見募集、それから改定案について、ほかに御意見ございますでしょうか。

○山本委員 38ページの「○精神科の受診の支援【再掲】」についてですけれども、カウンセリングもこの中に含まれているのではないかと思います。

それから、資料1の御意見のNo.31「凄惨な殺人事件や傷害事件の現場に居合わせた目撃者をカウンセリングの対象に加えていただきたい」についてですけれども、連携して紹介することは今でも行っていると思うんですけれども、公費負担の制度の中に、このような目撃者は入るのでしょうか。

というのは、私自身も被害現場を目撃したことがありまして、やはり1か月ぐらい動揺が続いていたので知り合いの臨床心理士に話を聞いてもらったりしたんですけれども、この対象についてはいかがかと思ってお伺いしました。

○中嶋室長 県警被害者支援室の中嶋です。

基本的には、サポートステーションの支援対象になりません。事件に関わっている状況があれば、その当事者として支援対象にはなりますが、その現場を目撃した

というだけでは、サポートステーションではなく、ほかの支援等ができるかどうか検討するようにしています。

○山本委員 紹介等は可能だということですよ。どういうところに話を聞いてもらえるとか、ほかにもいくつか無料のところもあるので、それを紹介していただくことは可能ということでしょうか。

○中嶋室長 おっしゃるとおりです。

○小森担当課長 「県の考え方」にも少し記載はあるんですけども、死傷者が多数に上るような事案、重大事案と言われるようなときには目撃者についてもいろいろ支援している部分がございます。先ほど県警被害者支援室長がお話のとおり、基本的に目撃者は対象外としておりますけれども、事案の大きさによって目撃者に対してカウンセリングの支援を行っている場合もございますので、補足させていただきます。

○太田座長 よろしいでしょうか。

特にないようでしたら、今、皆様からいただいた御意見、御質問に対する回答を踏まえて、今後、事務局で検討いただいた上で計画改定案に反映させていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○太田座長 ありがとうございます。

それでは、次に、議題(3)神奈川県犯罪被害者等支援施策検討委員会報告書(案)についてに移りたいと思います。

まず、事務局から説明をお願いいたします。

○橋本主任主事 資料3により説明。

○太田座長 ありがとうございます。

座長一任とさせていただきたいんですけども、せっかくですので、これについて特に御意見等ございましたらお願いいたします。

一応学校に関する規定を追加するという方向での報告書になってございますけれども、何か。

○山本委員 この段階で言うて入るのか分かりませんが、せっかく学校についての規定が入りましたので、「(3)県における「学校」に関する施策について」の3番目、県民・事業者の理解の促進に「生命(いのち)の安全教育」も入れられると、性暴力、性犯罪の防止と理解促進に前のページで入っていたので、よいのではないかと思います。

○太田座長 施策の3ですか。⑥に「いのちの大切さに関する教育」というのがありますけれども。

○山本委員 「いのちの大切さに関する教育」は多分、身体的とか交通安全とか人身に対する障害で、「生命(いのち)の安全教育」は特に今年度から文部科学省で実施されている小学生から高校生まで——大学生も含んでいますけれども——やっている、「生命(いのち)の安全教育」という名の性教育です。



○太田座長 これは、県では区別して使っているのでしょうか。私、そこまで厳密な定義があるとは知りませんでした。いかがでしょうか。

○橋本主任主事 御指摘いただきました箇所につきましては、現行の第3期計画に基づき記載しております。今、山本委員から御指摘のありました「生命（いのち）の安全教育」につきましては、第4期計画から新たに計画に位置づけております。

具体的には、資料2の51ページ、⑧「生命（いのち）の安全教育」の推進として、今回、第4期計画から新たに記載しております。ですので、新しい計画では「生命（いのち）の安全教育」も、もちろん犯罪被害者等支援推進計画の一部として含まれております。

なお、太田座長からお話のありました「いのちの大切さに関する教育」につきましては、資料2の50ページに記載がございまして、こちらは県警でも取り組まれておりますけれども、「生命（いのち）の安全教育」と「いのちの大切さに関する教育」は、県としても区別して記載しているところです。

○太田座長 では、これは第3期計画に基づいた書き方ということですね。

ほかに何かございますでしょうか。

特になければ、あとは座長一任ということで御賛同いただける方は拍手をお願いいたします。

（拍手）

○太田座長 ありがとうございます。

それでは、皆様の御了解を得られたということで、報告書につきましては私の責任で最終的にまとめさせていただければと思います。

その他、以上の点にかかわらず御意見、御質問がありましたらお伺いしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

もし今なくても、これ以外に何か御質問、御意見等がありましたら事務局に御連絡いただければ間に合う場合もあるかと思っておりますので、事務局に御連絡いただければと思います。

これで本日の議題は全て議論が終わりましたけれども、その他として事務局で何か考えられていることはございますでしょうか。

○小森担当課長 特にございません。

○太田座長 それでは、以降の進行につきましては事務局に戻したいと思っております。よろしく申し上げます。

○小森担当課長 ありがとうございます。

本検討委員会は本日で最後の開催となりますので、委員の皆様から一言ずついただきたいと思っております。

太田座長と伊藤座長代理は最後ということで、まず、渡邊委員から一言いただければと思います。よろしく申し上げます。

○渡邊委員 御指名をいただきまして、この検討委員に加えていただいたこと、非常にありがたく思います。

また、被害者としての思いをいろいろ話をさせていただいたんですけれども、随分その内容を盛り込んでいただいたということで、関係される方には非常に感謝し

ております。

今後とも犯罪被害者等支援、よろしく願いいたします。

○小森担当課長 ありがとうございます。

それでは山根委員、お願いいたします。

○山根委員 川崎市から参加させていただきました。

おかげさまで川崎市でも犯罪被害者等支援の実績を着実に積んでいる状況がございまして、確実に条例の周知が進んでいるのではないかと感じておるところでございます。

一方で、こういった皆さんの貴重な意見をいただくことによって、また今後の市の条例にも反映させて、より充実した支援の輪を広げていきたいと感じたところがございます。

これまでありがとうございます。

○小森担当課長 ありがとうございます。

それでは押切委員、お願いいたします。

○押切委員 今回、検討委員会に入れていただき、こちらのほうこそ本当にありがとうございます。

今回、県の計画改定ということで、皆さんの御意見、県の計画内容をいろいろ見させていただいて、本市においても今までどおりではなく、今後、支援についてより一層被害者に沿った形で考えていかなければいけないと改めて感じたところであります。

今回はどうもありがとうございます。

○小森担当課長 ありがとうございます。

それでは天野委員、お願いいたします。

○天野委員 このたびは施策検討委員会に入れていただきまして、ありがとうございます。

様々な立場から委員として出ていらっしゃって、いろいろな御意見を伺うことができ、私自身、非常に勉強になりました。また、私自身も常日頃支援をしているときに感じていることなどをこの場で意見として申し上げることができ、また、それを事務局の皆様が、大変な御苦勞があっただろうと思いますけれども、こういう形にまとめていただきまして、非常に感謝しております。

ありがとうございます。

○小森担当課長 ありがとうございます。

それでは山本委員、お願いいたします。

○山本委員 ありがとうございます。

前回のときに呼んでいただいてから、そのときも被害者及び支援者という立場で参加したんですけれども、こちら側としてはしてもらいたいことがとてもたくさんあるけれども、なかなか動かないというか、なかなかすぐには整わないんだなということも感じつつ、でも、今回参加させていただいて、少しずつ調整しながら前に進んでいっていることをとても頼もしく、ありがたいと思っております。

私自身は性犯罪、性暴力が専門なので、多様な犯罪被害の実態を知り、そしてそ

れに対してどのような支援ができるのかを聞かせていただいたのも凄くよかったですと思います。性犯罪に関して言うことが多かったので、ちょっと場に合わないような意見もあったかもしれませんが、それに対しては申し訳なく思いつつ、やはりニーズはあるけれども声を上げられない人が多いですし、また、制度のことがよく知られていないので、それにつなげられず、また、つながれず、一人孤独に苦しんでいる人はまだまだここ神奈川にもたくさんいると思いますので、ぜひ皆様の取組が神奈川県民に知られて、よい支援が実施されるように、これからもよろしく願います。私も、何かお力になれることがあれば一緒に頑張りたいと思います。

ありがとうございました。

○小森担当課長 ありがとうございます。

それではオンラインの勝島委員、お願いいたします。

○勝島委員 参加させていただきまして、ありがとうございました。

医療の立場からいろいろな意見を述べさせていただいたんですけれども、私は、県外でも勤務しておりまして、神奈川県先進性という面を、本当に感じる場所です。太田先生をはじめとして熱心な先生方が神奈川県にはやはり多いなということも感じているところです。

医療について私は特に見ていたんですけれども、受診される方々のいろいろな補助が大分出やすくなってきて、受診もしやすくなってきていることは本当にいいなと思っていることと、また、困難な問題を抱える女性について別項目でありますけれども、医療の場では、こういった困難な立場の女性の患者さんは精神科でもすごく多くて、こういう方々が被害者になった場合、本当に大変な生活になっていくなと思われまして、この両面から支援されているというのは女性の皆さんにとっては本当に救いではないかと思っているところです。

それから、この度神奈川県ではコーディネーターを予算化されるということで、相談とか手続きがしやすくなるように、これから神奈川県で進んでいければいいなと感じているところです。

○小森担当課長 ありがとうございました。

それでは伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員 神奈川県の第4期の犯罪被害者等支援推進計画について、関わらせていただきまして、ありがとうございました。

広域自治体に関わるのは今回初めてだったんですけれども、印象としては、神奈川県さんは非常に進んでいるんだということがよく分かりました。第1期から第3期も見せていただきましたが、本当に早めに犯罪被害者等支援のことを考えて着手しておられて、着実に進んでいるなという印象を持っております。

今回参加させていただいて、事務局の方が、非常に能力の高い方が多いんだなというのが私の感想でして、いつも資料も的確に用意していただきましたし連絡もスムーズで、御苦勞も多かったと思いますが、これだけのものをまとめていただいて、感謝しております。

太田先生も座長としてとても上手にまとめていただき、感謝しております。

私は今、国のほうの地方における途切れない支援体制の構築について、関わって

います。警察庁としてもこの犯罪被害者等支援をもっとスムーズに、支援体制を強化していこうと頑張っているわけです。多分、県のリーダーシップをもっと強めていこうという方向が明確に打ち出されてくると思うんですね。また、被害者の方にとって本当にワンストップで相談でき、支援を受けられるような体制をとということで国も動き出そうとしています。そういう意味では、神奈川県さんは本当にリーダーシップを取って実践していただけたところだと思っていますので、今後に大いに期待したいと思っております。

今回、条例に学校の規定を入れようと動いておられるということで、なかなかこれを入れているところはまだ見られません。神奈川県さんには、ぜひ頑張っていたでいて条例に入れていただくと、本当に学校現場における子どもの被害、あるいは子どものときに受けてしまった被害に対する支援が手厚くなっていますので、ぜひと思っております。

本当にありがとうございます。

○小森担当課長 ありがとうございます。

それでは最後に太田座長、お願いいたします。

○太田座長 今回、座長を務めさせていただきまして、どれだけ皆様のお役に立てたかちょっと心もとないところもあるんですが、委員の皆様の御協力のおかげで、こうして検討の報告書、それから次期の計画の改定案、それから条例の今後の改正の方向についてまとめることができました。改めて委員、事務局の皆様にお礼を申し上げます。

ただ、今、伊藤委員がおっしゃったように、今回は一歩前進したと思うんですけれども、恐らく今度、国から出る自治体における犯罪被害者等支援の体制は、もっと先に進まなければいけない部分があり、しかも広域自治体にかなり大きな役割を担ってもらうことを期待するような内容になる方向で議論が進んでいます。どういう内容になるかまだ分かりませんが、いずれにしても、広域自治体が果たす役割といったものが非常に重要になってくると思います。県のほうで御心配されているかもしれませんが、神奈川県が心配すると、ほかの自治体などはもう目も当てられない状況なので、私は「我々が引っ張っていくんだ」という大きな気持ちでやっていただければいいのではないかと思います。

ただ、やはり大きな課題は、神奈川県下の基礎自治体との関係と、基礎自治体における犯罪被害者等支援の整備だと思いますので、こればかりは県だけの努力ではできないところがありますが、一日も早く神奈川県下の全ての自治体で条例ないしは計画がきちんと整備されることを願っております。

今後ともまたよろしくお願いいたします。

○小森担当課長 ありがとうございます。

今後につきましては、資料3として御確認いただきました報告資料を3月中旬に知事へ提出しまして、計画の改定、そして記者発表を予定しております。第4期計画が策定されましたら、改めて委員の皆様にご報告させていただきます。

それでは、当会の閉会に当たりまして、くらし安全防災局小林参事監から一言御挨拶を申し上げます。

○小林参事監 お忙しい中、今回を含めまして5回にわたる検討委員会、そしてメール等を利用させていただいて、いろいろ参考になる御意見を御教示いただいたり、大変ありがとうございました。

犯罪被害者被害者等支援については大変幅広くて、いろいろな面から対策を行わなければならないということを改めて感じました。計画全体としては、十分ではないにしても、一歩進めさせていただいたかなと感じております。特に経済的支援については、先ほどもありましたけれども、性犯罪ですとか子どもの学資の問題といったことで議論をいただいて、様々な要望がございました。一方で、県としては全てに対応できなかったところもございました。今後、いろいろなニーズ等を把握しながら進めていきたいと考えております。

また、県としては今後、市町村の方々、そして関係する機関の皆様、県庁内の関係する部署ともしっかりと連携を図りまして、一歩ずつ進めていくことが大切だと思っております。

引き続き今後もよろしく願いいたします。

長い間、大変ありがとうございました。

○小森担当課長 それでは、以上をもちまして令和5年度第5回神奈川県犯罪被害者等支援施策検討委員会を閉会させていただきます。

皆様、どうもありがとうございました。

午後2時11分 閉会